

会 議 録

会議名 (審議会名等)	川西市民生委員推せん会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課 内線(2652)		
開催日時	平成25年6月4日(火)13時00分～15時00分		
開催場所	川西市役所地下1階 B01会議室		
出席者	委員	進藤委員長・平岡委員・多久和委員・井上委員・細見委員・菅原委員・来田委員・常岡委員・今西委員・若松委員・根津委員	
	その他		
	事務局	福祉推進室 芝室長 福祉政策課 丸野課長 武富課長補佐 豊島主査	
傍聴の可否	可・不可・ <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報に該当		
会議次第	1. 民生委員・児童委員候補者の推薦について 2. 平成25年一斉改選について (1) 前回一斉改選との主な変更点及びスケジュールについて (2) 自治会長への依頼内容について (3) 推せん準備会設置の依頼内容について 3. その他		
会議結果	民生委員・児童委員候補者1名の推薦について承認される。平成25年度一斉改選の推薦方法については、従前どおり自治会長に推薦依頼することで承認される。		

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

No.1

	(開会) (資料確認)
委員長	まず、協議事項1「民生委員児童委員候補者の推薦について」協議する。今回は、辞任により未選出となっていた区域担当民生委員・児童委員を8月1日付で補充するのに伴い、候補者の推薦を協議するものである。この協議内容は個人情報に該当するので、非公開で進める。
	今回推薦のあった民生委員・児童委員について適任としてよいか。
委員	異議なし。
委員長	それでは、民生委員・児童委員1名を適任として兵庫県知事に推薦する。次に、協議事項2「前回一斉改選との主な変更点及びスケジュールについて」協議する。ここからは、公開で進める。
事務局	前回一斉改選との主な変更点、スケジュール等を説明。
委員長	事務局からの説明を受けて、質疑等ないか。
委員	新任民生委員の年齢制限を72歳未満とするのは、了解する。しかし、平成25年12月1日現在で72歳未満という表現と、昭和16年12月3日以降に生まれた方という表現が混在しており、混乱する。平成25年12月1日現在で、72歳未満となれば、昭和16年12月2日以降に出生が正しいのではないか。
事務局	年齢計算に関する法律では、民法の規定を準用し、誕生日の前日に年齢が加算されることになっているので、12月3日以降生まれの人との表現が正しい。 ただ混乱を招くので、昭和16年12月3日以降生まれの方というように、統一した表示にしていく。
委員長	他にないか。なければ、そのような表示にしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、協議事項3「自治会長への依頼内容について」協議する。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

No. 2

事務局	自治会長への依頼内容について、説明。
委員長	事務局からの説明について、質疑等ないか。 川西では欠員が生じないように、推せん準備会を設けて自治会長が相談できるような体制を取っているが、他の方法は取れないのか。
事務局	今回新たに、前回までの準備会だけから、民生委員・児童委員協議会の会長に相談して助言を求めるというバックアップ体制を設けた。
委員	民生委員の推薦については、なぜコミュニティではなく自治会を窓口に行っているのか。
事務局	地域の実情を網羅し、より細かい人材情報を把握している単位が自治会であると考えられるので、自治会を窓口に行っている。
事務局	事務局からの相談であるが、一部のコミュニティから推薦の窓口を自治会ではなく、コミュニティにしてほしいとの要望があるがどうか。
委員	言ってきたから、そこだけするというのはおかしいのではないか。異論が出た時に収まりがつかない。基本路線を変えると大変なことになるので、従来どおりが望ましい。
委員長	コミュニティから新たにという意見もあったようだが、従来通り自治会を窓口にとの意見が多かったように思うので、今回は従来通りとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	今回は、従来通り自治会を窓口とする。 他に意見等ないか。
委員	民生・児童協力委員の委嘱は誰がするのか。
事務局	委嘱は、県知事及び県の民生委員児童委員連合会会長の連名となる。
委員	協力委員に制限はないのか。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

No.3

事務局	県へ確認したところ、制限はないと聞いている。
委員	協力員は、家族は駄目と聞いている。3、4年前に文書で来ていたはず、確認してほしい。
事務局	確認し、次回推せん会で報告する。
委員長	他になければ、協議事項 4「推せん準備会設置の依頼内容について」協議する。
事務局	推せん準備会設置の依頼内容について説明。
委員長	事務局からの説明について、質疑等ないか。
委員	「民生委員児童委員候補者選出書」は、自治会名で作成するようになっているのに、ただし書きとして「特別な事情があるときはこの限りでない」となっているが、これは必要ないのではないか。
事務局	ただし書きは、不必要なので削除する。
委員長	他にないか。 ないようなので、これで終わりとするが、次回第3回推せん会は、8月22日(木)頃を予定している。
事務局	第3回推せん会は、8月22日(木)の午後に実施する。
委員長	第4回推せん会は、8月29日(木)の午後に実施する。 他にないようであれば、以上をもって本日の会議は終了する。